

『ペットによる事故』

最近ではペットを飼うことのできる分譲マンションや賃貸マンションが増えていますが、それにつれてペットによる事故も増えていきます。今回、ペットである犬が人に危害を加えた場合の飼主の責任について説明したいと思います。

民法では、動物の占有者はその動物が他人に加えた賠償の責任を負う、但し、動物の種類及び性質から相当の注意をしていた場合は、その責任を負わなくてもよい旨規定しています。すなわち相当な注意を払ったか否かがその責任の有無を決めるわけです。そして、その判断で考慮すべき点として、次の三点をあげることができます。

- ① その犬の特性。大型か小型か、おとなしいか否かなどの性質、犬の年齢、加害歴など
- ② 飼主の事情。飼主のしつけ、体力など制御能力、鎖でつないでいるか否か、散歩中か否かなど
- ③ 被害者側の事情。どれだけ警戒していたか、危険な事情を知っていたか、犬に加害行為を加えたり、犬におそわれやすい行動を示したかなど

これらを総合的に判断して飼主の責任が決められるのですが、具体的ケースで説明します。

- ① 犬に凶暴性があったり、加害歴のある犬の場合、鎖でつないでいても、通行人のあるような場所であれば飼主は責任を免れません。
- ② ・大型犬の場合は、それを制御する体力が必要です。散歩させた場合、犬を抑えられないケースでは、飼主は責任を負うこととなります。
・放し飼いで散歩中の犬の事故については、責任を免れません。鎖でつないでいた場合は、責任を免れるケースはありますが、それは通常通行人のない場所、又は被害者が犬に攻撃を加えたりするようなケースです。
- ③ 被害者が犬に攻撃を加えたり、犬が攻撃を加えそうなのに、危険を顧みずあえて近づくなどのケースでは飼主に責任がないこともあります。

犬の加害行為は、噛みついたり、飛びかかったりして被害者に怪我を負わせるケースだけでなく、犬が攻撃したところこれを避けようとして被害者が転倒したケース、犬が車道に飛び出しそれを避けようとした自動車が交通事故を起こしたケースでも飼主は損害賠償の責任を負うこととなります。

また、民事事件ばかりでなく、刑事事件としても処罰されます。過失傷害の場合は罰金30万円以下、過失致死の場合は罰金50万円以下、重過失の場合は5年以下の懲役禁固又は50万円以下の罰金です。重過失のある犬による死亡事故の場合、飼主が刑務所に入ることもあります。犬を例に取り、ペットの事故について説明しましたが、人に危害を加えるおそれのあるペットを飼う場合は、重い責任のかかることを理解して、慎重な飼育に心がけることが必要です。